資料３

道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表

大分類　Ｄ　経済振興対策

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
							分野別審議へ	１次整理
地域産業育成	3506D 産業振興支援策の道への移譲	新成長分野（戦略）など、我が国経済の発展を牽引する分野については、国が全国的な見地から引き続き実施すべきものと考えるが、農商工連携、地域資源の活用、新連携などの産業支援策については、道の産業振興施策と一体化して実施することが効果的と考えられることから、採択権限及びこれに伴う財源については道に移譲すべきと考える。	○農商工連携 ・農商工連携に関する産業振興策は、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（以下、「農商工等連携促進法」という）に規定されている。 ・中小企業者と農林漁業者が共同で「農商工等連携事業計画」を作成し、国の認定を受けることにより、国から補助金や低利融資等の支援を受けることができる。 ○地域資源の活用 ・地域資源の活用に関する産業振興策は、「中小企業による地域産業支援を活用した事業活動の促進に関する法律」（以下、「中小企業地域資源活用法」という）に規定されている。 ・中小企業者は、「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けることにより、国から補助金や低利融資等の支援を受けることができる。 ○新連携 ・「新連携」とは、複数の中小企業が連携を組み、技術・ノウハウなどお互いの強みを相互補完しながら、高付加価値の製品・サービス等を創出することである。 ・新連携に関する産業振興策は、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（以下、「中小企業新事業活動促進法」に規定されている。 ・複数の中小企業者は、「異分野連携新事業分野開拓計画」を作成し、主務大臣の認定を受けることにより、国から補助金や低利融資等の支援を受けることができる。 ○上記の各法律に規定する事業計画の認定や支援策事務等に係る経済産業大臣の権限については、地方支分部局（各経済産業局）に委任されている。 ○「農商工連携」、「地域資源の活用」及び「新連携支援」については、平成25年９月１３日の第３回地方分権改革推進本部において決定された「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」において「引き続き検討・調整を要する事務・権限」に分類されており、当該事務を所管する経済産業省からは、地方への移譲を求める全国知事会の意見に対して、「国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。」といった見解が示されている。 ↑ **（注）上記下線部は、H25.12.10開催予定の第11回地方分権改革有識者会議の結果に基づく修正を行うこととなる。**	○農商工連携促進法、中小企業地域資源活用法、中小企業新事業活動促進法の改正	【メリット】 ○道による一元的かつ主体的な産業振興をより推進することができる。 ○各計画を提出する際の窓口が増える。 ○各計画の提出から認定、支援までの日数短縮が期待される。 【デメリット】 ○認定件数が少なくても、事務量の多少に関わらず、執行体制の整備が必要であり、人員面で非効率になるおそれがある。 ○各種の財政的な支援措置に係る権限が移譲されない場合は、移譲の効果が極めて小さくなるとともに、道財政への影響が懸念される。	経） 産業振興課	○	
							１次で整理する理由等	

【４－１１（経済産業省）】

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平 11 法 18）に基づく事業計画の認定等

事務・権限の概要	
○　地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ○　事業計画の認定・承認に係る事務 ○　補助金の交付・確定に係る事務 ○　認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務	
各府省の回答（平成 25 年５月）	
『国に残すもの』 ○　全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 ○　広域的実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。 ○　また、認定件数が年間０件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。	
全国知事会意見（平成 25 年６月）	**各府省の見解（平成 25 年８月）**
・全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点のみならず、地域新連携支援のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。	・国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。 また、認定件数が年間０件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。
・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第３次勧告の範囲内とすべき。	・同上

【４－１５（経済産業省）】

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平 19 法 39）に基づく事業計画の認定等

事務・権限の概要
○　地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ○　事業計画の認定に係る事務 ○　補助金の交付・確定に係る事務 ○　認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務
各府省の回答（平成 25 年５月）
『国に残すもの』 ○　全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 ○　広域的実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。 ○　また、認定件数が年間０件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。 ○　なお、対象事業のうち法律による認定に基づかない地域資源活用販路開拓支援事業について平成23年４月から廃止した他、地域主権一括法（第一次）により、都道府県の基本構想の作成に係る規定及びその作成又は変更に係る主務大臣の認定に係る規定を廃止した。

全国知事会意見（平成 25 年６月）	各府省の見解（平成 25 年８月）
・全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点のみならず、地域新連携支援のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。	・国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。 また、認定件数が年間０件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。
・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第３次勧告の範囲内とすべき。	・同上

【４－１７（経済産業省）】

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平 20 法 38）に基づく事業計画の認定等

事務・権限の概要
○　地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ○　事業計画の認定に係る事務 ○　補助金の交付・確定に係る事務 ○　認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務
各府省の回答（平成 25 年５月）
『国に残すもの』 ○　全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 ○　広域的実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。 ○　また、認定件数が年間０件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。

全国知事会意見（平成 25 年６月）	各府省の見解（平成 25 年８月）
・農商工連携による中小企業の経営向上、新事業の創出は、迅速かつきめ細かな支援が必要であり、地域性が高い施策である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。	・国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。 また、認定件数が年間０件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。
・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第３次勧告の範囲内とすべき。	・同上

関係法令

以下、各関係法令の関連箇所を抜粋。

■中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
【農商工等連携促進法】（平成二十年五月二十三日法律第三十八号）

（目的）
第一条　この法律は、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
五　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
六　企業組合
七　協業組合
八　事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
２　この法律において「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。
３　この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。
４　この法律において「農商工等連携事業」とは、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業者（農林漁業以外の事業を営み、又は行う場合における当該中小企業者に限る。以下この条、第四条及び第十六条第一項において同じ。）と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業であって、当該中小企業者及び当該農林漁業者のそれぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うものをいう。
５　この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であって、中小企業者又は農林漁業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つものをいう。
６　この法律において「農商工等連携支援事業」とは、中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、中小企業者又は農林漁業者に対する農商工等連携事業に関する指導又は助言その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業をいう。

（基本方針）
第三条　主務大臣は、農商工等連携事業の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　農商工等連携事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項
二　農商工等連携事業に関する次に掲げる事項
イ　農商工等連携事業の内容に関する事項

ロ　農商工等連携事業の実施により中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るための方策に関する事項
ハ　海外において農商工等連携事業が実施される場合における国内の事業基盤の維持その他農商工等連携事業の促進に当たって配慮すべき事項
三　農商工等連携支援事業に関する次に掲げる事項
イ　農商工等連携支援事業の内容に関する事項
ロ　農商工等連携支援事業の促進に当たって配慮すべき事項
３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会、林政審議会、水産政策審議会及び中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。
４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（農商工等連携事業計画の認定）
第四条　農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者及び農林漁業者は、共同して、当該農商工等連携事業に関する計画（中小企業者及び農林漁業者がそれぞれの外国関係法人等の全部又は一部と共同で農商工等連携事業を実施しようとする場合にあっては、当該中小企業者及び農林漁業者が当該外国関係法人等と共同で実施する農商工等連携事業に関するものを含む。以下「農商工等連携事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その農商工等連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。
２　農商工等連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　農商工等連携事業の目標
二　農商工等連携事業の内容（当該農商工等連携事業に次に掲げる措置が含まれる場合には、当該措置の内容を含む。）及び実施期間
イ　中小企業者（農業改良資金融通法　（昭和三十一年法律第百二号）第三条第一項第一号 の農業者等（以下「農業者等」という。）を除き、当該中小企業者が団体である場合にあっては、その直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）を含む。）の行う農業者等が実施する同法第二条 の農業改良措置（以下「農業改良措置」という。）を支援するための措置（農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）
ロ　中小企業者（林業・木材産業改善資金助成法　（昭和五十一年法律第四十二号）第三条第一項 の林業従事者等（以下「林業従事者等」という。）を除き、当該中小企業者が団体である場合にあっては、その構成員を含む。）の行う林業従事者等が実施する同法第二条第一項 の林業・木材産業改善措置（林業経営又は木材産業経営の改善を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入することに限る。以下「林業・木材産業改善措置」という。）を支援するための措置（林業経営又は木材産業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）
ハ　中小企業者（沿岸漁業改善資金助成法　（昭和五十四年法律第二十五号）第三条第一項 の沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）を除き、当該中小企業者が団体である場合にあっては、その構成員を含む。）の行う沿岸漁業従事者等が実施する同法第二条第二項 の沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するための措置（沿岸漁業経営に必要な機器の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）
三　農商工等連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
３　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る農商工等連携事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
二　当該農商工等連携事業に係る新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓により、当該農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の農林漁業経営の改善が行われるものであること。
三　前項第二号及び第三号に掲げる事項が農商工等連携事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

■中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
【中小企業地域資源活用法】（平成十九年五月十一日法律第三十九号）

（目的）
第一条　この法律は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を支援することにより、地域における中小企業の事業活動の促進を図り、もって地域経済の活性化を通じて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
五　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
六　企業組合
七　協業組合
八　事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
２　この法律において「地域産業資源」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一　自然的経済的社会的条件からみて一体である地域（以下単に「地域」という。）の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品
二　前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術
三　文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの
３　この法律において「地域産業資源活用事業」とは、中小企業者が行う事業であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一　地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発（当該地域産業資源に係る地域において生産されることとなる商品の開発に限る。以下この項において同じ。）、生産（当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。以下この項において同じ。）又は需要の開拓（当該地域産業資源に係る地域において生産された商品の需要の開拓に限る。以下この項において同じ。）
二　地域産業資源である鉱工業品の生産に係る技術を不可欠なものとして用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓
三　地域産業資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発（当該地域産業資源に係る地域において提供されることとなる役務の開発に限る。）、提供（当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。）若しくは需要の開拓（当該地域産業資源に係る地域において提供される役務の需要の開拓に限る。）
４　この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であって、中小企業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

（基本方針）
第三条　主務大臣は、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　地域産業資源活用事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二　地域産業資源の内容に関する事項
三　地域産業資源活用事業の内容に関する事項
四　地域産業資源活用事業の促進により地域経済の活性化を図るための方策に関する事項
五　地域産業資源活用事業を促進するに当たって配慮すべき事項
３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。
４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（地域産業資源の内容の指定）
第四条　都道府県知事は、基本方針に基づき、地域産業資源であって、当該都道府県において当該地域産業資源を用いて行われる地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化が図られると見込まれるものの内容を定めることができる。
２　都道府県知事は、前項の地域産業資源の内容を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に通知しなければならない。

第五条　削除

（地域産業資源活用事業計画の認定）
第六条　中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用事業に関する計画（中小企業者が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して会社を設立しようとする場合にあってはその組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う地域産業資源活用事業に関するものを、中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業（需要の開拓に係るものに限る。以下この項、第八条第二項、第十一条第一項及び第十二条第一項において同じ。）を行おうとする場合にあっては当該中小企業者が当該外国関係法人等と共同で行う地域産業資源活用事業に関するものを含む。以下「地域産業資源活用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その地域産業資源活用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。
２　前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該地域産業資源活用事業計画を検討し、意見を付して、主務大臣に送付するものとする。
３　地域産業資源活用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　地域産業資源活用事業の目標
二　地域産業資源活用事業の内容及び実施期間
三　地域産業資源活用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
４　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る地域産業資源活用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　第四条第一項の規定により定められた地域産業資源を活用して行われるものであること。
二　前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針（第三条第二項第三号に規定する事項に限る。）に照らして適切なものであること。
三　前項第二号及び第三号に掲げる事項が地域産業資源活用事業を確実に遂行するため適切なものであること。
５　主務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

■中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律【中小企業新事業活動促進法】
（平成十一年三月三十一日法律第十八号）

（目的）
第一条　この法律は、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）
第二条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
五　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
六　企業組合
七　協業組合
八　事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
２　この法律において「創業者」とは、次に掲げる者（第三号に掲げる者にあっては、中小企業者に限る。）をいう。
一　事業を営んでいない個人であって、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの（次号に掲げるものを除く。）
二　事業を営んでいない個人であって、二月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
三　会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
３　この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であって次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一　事業を開始した日以後の期間が五年未満の個人
二　設立の日以後の期間が五年未満の会社
三　事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であって、前年又は前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの
４　この法律において「組合等」とは、第一項第八号に掲げる者及び一般社団法人であって中小企業者を直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。
５　この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。
６　この法律において「経営革新」とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
７　この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であって、中小企業者又は組合等がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

８　この法律において「異分野連携新事業分野開拓」とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。
９　この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法　（平成十一年法律第百三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。第十一条第二項において同じ。）その他特別の法律によって設立された法人であって新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下この章において「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるもの（次項において「特定独立行政法人等」という。）をいう。
１０　この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であって、国等から経済産業大臣及び各省各庁の長等（国については財政法　（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項 に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。）が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号 イ（１）に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等（以下「特定補助金等」という。）を交付されたものをいう。
１１　この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法　（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市（第二十八条において「指定都市」という。）の区域において、新たな事業活動を行う者に対して、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場等に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化その他の支援の事業（以下「支援事業」という。）を行う者であって、第二十八条第一項に規定する事業環境整備構想において定められるものをいう。
１２　この法律において「高度技術産学連携地域」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術（以下「高度技術」という。）の研究開発を行い、又はこれを製品の開発、生産若しくは販売若しくは役務の開発若しくは提供に利用する事業者（以下この項において「特定事業者」という。）及び高度技術の研究開発に関し事業者と連携する大学その他の研究機関が相当数存在しており、特定事業者と当該研究機関との相互の交流を通じて当該特定事業者が有する技術と当該研究機関が有する高度技術に関するそれぞれの知識の融合が図られることにより、新たな事業活動が相当程度促進されることが見込まれる地域をいう。

（基本方針）
第三条　主務大臣は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項
イ　創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向
ロ　創業及び新規中小企業の事業活動の促進に当たって配慮すべき事項
二　中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進に関する次に掲げる事項
イ　経営革新に関する次に掲げる事項
（１）　経営革新の内容に関する事項
（２）　経営革新の実施方法に関する事項
（３）　海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たって配慮すべき事項
ロ　異分野連携新事業分野開拓に関する次に掲げる事項
（１）　異分野連携新事業分野開拓の内容に関する事項
（２）　異分野連携新事業分野開拓における連携に関する事項
（３）　異分野連携新事業分野開拓のために提供される経営資源の内容及びその組合せに関する事項
（４）　海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他異分野連携新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項
ハ　経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の支援体制の整備に関する次に掲げる事項
（１）　経営革新等支援業務（第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項
（２）　経営革新等支援業務の実施体制に関する事項
（３）　経営革新等支援業務の実施に当たって配慮すべき事項
三　中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に関する次に掲げる事項
イ　新技術を利用した事業活動の支援に関する次に掲げる事項
（１）　新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人（第四章第一節において「中小企業者等」という。）に対して支出の機会の増大を図るべきものの内容に関する事項
（２）　特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮

すべき事項
ロ　次に掲げる事項につき、第二十八条第一項に規定する事業環境整備構想の指針となるべきもの
（１）　適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に関する事項
（２）　高度技術産学連携地域の活用に関する事項
３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。
４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（中略）

（異分野連携新事業分野開拓計画の認定）
第十一条　複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする二以上の中小企業者を含む場合に限る。以下同じ。）は、共同で行おうとする異分野連携新事業分野開拓に関する計画（複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行おうとする場合にあっては、当該複数の中小企業者が当該外国関係法人等と共同で行う異分野連携新事業分野開拓に関するものを含む。以下「異分野連携新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出して、その異分野連携新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。
２　異分野連携新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　異分野連携新事業分野開拓の目標
二　異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中小企業者（複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行おうとする場合にあっては、当該外国関係法人等を含む。第五号において同じ。）以外の事業者（以下この項において「大企業者」という。）がある場合又は異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法　（平成十年法律第七号）第二条第二項 に規定する特定非営利活動法人をいう。第二十条において同じ。）その他の者（以下この項において「協力者」という。）がある場合は、当該大企業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
三　異分野連携新事業分野開拓の内容及び実施時期
四　異分野連携新事業分野開拓における連携の態様
五　異分野連携新事業分野開拓のために当該中小企業者及び大企業者又は協力者が提供する経営資源の内容及びその組合せの態様
六　異分野連携新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
３　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る異分野連携新事業分野開拓計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
二　当該異分野連携新事業分野開拓に係る新商品若しくは新役務に対する需要が相当程度開拓され、又は当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品の新たな生産若しくは販売の方式若しくは役務の新たな提供の方式の導入により当該商品若しくは役務に対する新たな需要が相当程度開拓されるものであること。
三　前項第三号及び第六号に掲げる事項が異分野連携新事業分野開拓を確実に遂行するため適切なものであること。
四　当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品又は役務が事業活動に係る技術の高度化若しくは経営能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与すると認められるものであること。